

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 4 日現在

機関番号：32643

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24580333

研究課題名(和文)食品のハラール制度の国際的不整合の実態とその要因に関する研究

研究課題名(英文)International disharmony of Halal systems for food and the factors that lie behind the disharmony

研究代表者

並河 良一(Namikawa, Ryoichi)

帝京大学・経済学部・教授

研究者番号：80313964

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：イスラム圏の食品市場に参入するためには、イスラム教の教義に基づく食品規格であるハラール制度をクリアする必要がある。ハラール制度は、宗教を基礎とするため、その基本的な内容は国際的にはほぼ同じであるが、国により若干の相違がある。その相違は、イスラム教の比率や学派などの宗教・社会構造の差異に起因するものとされてきた。本研究では、非イスラム諸国を含む5カ国(マレーシア、インドネシア、シンガポール、オーストラリア、トルコ)を選び、各国のハラール制度の内容・運用などを比較検討し、ハラール制度の国際的な相違は、経済・産業の影響によるものもあることを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The food markets of Islamic countries appear attractive because of their huge population and rapid economic growth. However, it is not easy for food companies of non-Islamic countries to penetrate the market, because Halal systems based on Islam, which controls trade, distribution and production of nonstandard foods, are not harmonized internationally. Each Islamic country or school has its own system, while main parts of the system are same. This research, first, observes disharmony of Halal systems in the way of certification, the way of regulation, the list of prohibited food, the range of products covered by the system, process of food chain covered by the system and so on. Second, it shows that change of industrial structure, technological innovation and economic growth of each country has considerable effects on the disharmony of system, while difference of religious parties and social structure as population ratio of Muslim are major factors that lie behind the disharmony.

研究分野：産業政策・農業経済

キーワード：イスラム市場 ハラール 食品産業 食品市場 食品貿易

1. 研究開始当初の背景

(1) 近年、イスラム諸国の経済成長は著しく、高級食品・食材へのニーズが高まっている。その食品市場の規模は 55 兆円（注：本研究開始当初）と試算されており、ポスト中国市場として魅力ある市場となっている。しかし、イスラム教を基礎とするハラール制度（イスラム食品規格）が日本・欧米企業の市場参入の大きな障害となっている。その障害は、第 1 に、ハラール制度に宗教的な要素が強いこと、第 2 に、ハラール制度が国際的に統一されていないことの 2 つに大別される。

(2) 制度の宗教的な要素については、宗教学の視点からの研究がなされてきた。また、同制度をめぐるトラブル（インドネシア味の素事件、佐賀牛事件など）があるため、宗教との関連についての報告がいくつかある。

(3) しかしハラール制度の国際的な不整合性については、ほとんど研究されてこなかった。ハラール制度は、イスラム教という共通の宗教に基づいているため、各国の制度に差異はないと、漠然と考えられてきたからである。このため、これまでの制度の研究は、各国の制度紹介にとどまってきた。各国の制度の相違の実態については、米国通商代表部（USTR）および筆者が傍論で指摘しているにとどまる。制度の相違が生じる要因については、見市が、経験的な知見として、ハラール制度はイスラム教徒が異文化、異教徒と接する場所で発達する傾向がある（つまり地域により制度が異なる）旨述べている以外は、ほとんど論じられることはなかった。

(4) ハラール制度が、宗教的な要素（学派、イスラム教徒の比率、宗教の浸透度）や歴史的に形成されてきた社会構造の影響を受け、それが制度の国際的な不整合の要因となることは当然であろう。しかし筆者は、ハラール制度の貿易障害の実態など、制度の経済的な側面を検討する中で、各国の経済的、産業的な特徴もハラール制度の内容・運用に無視できない影響を与えていると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、

第 1 に、ハラール制度の国際的な相違の実態を把握し、その特徴を整理することである。

第 2 に、ハラール制度の内容・運用は、各国の経済・産業の影響を受けることを示し、このことが、ハラール制度が国により異なることの要因の一つであることを明らかにする。

また、その過程で、ハラール制度の国際的な不整合性が、イスラム教の学派、人口に占めるイスラム教徒の比率などの社会構造の影響を受けていることを確認する。

3. 研究の方法

(1) 第 1 に、特徴あるハラール制度を有する、

非イスラム諸国を含む 5 か国（マレーシア、インドネシア、シンガポール、オーストラリア、トルコ）を選び、制度の内容・運用などを整理・比較し、相違点を抽出する。

第 2 に、これらの国について、経済・産業（技術を含む）の動向、とくに食品産業に関する統計、業界動向、政策動向、技術動向を把握し、ハラール制度の相違に影響を与えている要素を抽出する。さらに、制度の内容・運用の相違と経済・産業の動向の相関性について検討する。

(2) この 5 か国を選択した理由は、各国が以下のような特徴あるハラール制度を有しているからである。マレーシアは、世界で最も精緻で体系的な成文ハラール制度を有する。イスラム教が国教である。インドネシアは、世界最大のイスラム教徒を抱える国であり、準則型の成文ハラール制度を有する。イスラム教は国教ではない。オーストラリアは、食肉の輸出政策と一体化した政府管掌のハラール制度を有している。食肉以外は、各宗教団体による多数の制度が対応している。トルコは、中東に位置し、多数のイスラム教徒を抱えているが、政教分離の国である。ハラール制度は成文化されていないが、ハラールの概念は社会に厳然と存在する。シンガポールは、少数派のイスラム教徒を抱える、自由貿易国であり、体系的な成文ハラール制度を有する。

(3) 制度情報については、おもにハラール制度、ハラール規格、手順書、ファトワ機関の勧告などの公表資料による。運用情報については、審査側として、内外のハラール認証機関、宗教団体、認証を受けた側として、企業（屠畜場を含む）からのインタビューによる。また、第三者的な存在としての政府、ハラール産業振興機関へのインタビューも活用した。経済・産業情報についても、公表された資料だけでなく、企業、業界団体からのインタビューも活用した。また、各国の小売市場におけるハラール認証製品の流通動向は、制度がカバーする製品の種類、制度の普及・浸透状況を比較するうえで、極めて有益な情報である。このような流通動向は、おもに、現地調査によった。

4. 研究成果

(1) ハラール制度の国際的な不整合性

ハラール制度の根本にある「ハラール」の概念は、イスラム教という宗教を基礎とするため、その基本部分は世界共通である。しかし、ハラール「制度」は、後世の人間が作り上げたものであるため、学派、地域、時代により差異がある。世界標準のハラール制度も確立していない。その結果、ハラール制度の国際的な不整合性はとられておらず、日本・欧米の食品企業は、事業の国際展開を進めるにあたって、多くの困難を感じている。

ハラルの国際的不整合性は、<1> 形式の不整合性、<2> 内容の不整合性、<3> 運用の不整合性、<4> 実態の不整合性の4つの側面がある。また、視点は異なるが、<5> 制度の国際的互換性の欠如という側面もある。

形式の不整合性

形式の不整合性は、ハラル制度を表現する法形式の相違である。<1> 政府の法令・規格で記載しているケース、<2> 国ベースの宗教機関の規則・内規で記載しているケース、<3> 個別宗教機関の文書に記載しているケース、<4> 成文化されていないケースがある。各国が、この4つのうち1つを採用しているのではなく、いくつかの組み合わせとなっている。世界全体で見れば、後の2つのケースが、圧倒的多数である。(注：食肉の貿易に関する制度は、ほとんどのイスラム諸国で、実質的には、国の法令による規制である。)

内容の不整合性

内容の不整合性は、<1> 禁止食材の範囲の相違、<2> 対象製品の範囲の相違、<3> 対象プロセスの相違である。

「禁止食材の範囲」に基本的な相違はない。遺伝子組み換え食品やアルコールの扱いについては、いくつかの相違が見られる。「対象製品の範囲」の相違とは、本来禁止されていない食材、加工度の小さい食品まで、制度を拡大するか否かという点である。農産物や水はハラルである。しかし、農産物では栽培工程、ミネラルウォーターについては、工場内でのボトリング工程等があることを考慮して、制度の対象とする国がある。医薬品、化粧品まで制度を拡大するかという点についての相違も、対象製品の相違に該当するが、本研究の対象外である。「対象プロセス」の相違とは、農場等から食卓に至るフード・チェーンにおいて、レストラン、ロジスティック(運輸、倉庫)などのプロセスまで制度を拡大するか否かという点である。

運用の不整合性

運用の不整合性は、ハラル認証審査の厳しさの相違である。たとえば、認証審査の現地調査において、原料や包装材料のサンプルを提出させて分析したり、原料製造のプロセス・フローチャートの提出を求める国があるが、多くの国では、ここまで厳しく審査しない。また、ハラルの食品の製造ラインと非ハラルの食品の製造ラインを同じ建屋に設置することについても、その可否の判断の厳しさに差異がある。また、海外企業におけるイスラム教徒の管理者の要否、会社の管理組織に対する規制の有無などにも相違がある。

実態の不整合性

実態の不整合性とは、ハラル制度が、どの程度普及し、機能しているかという点の相違である。イスラム教徒の消費者の意識の相違を

背景とする、制度の実態面での相違である。ハラル制度は、一般的に、東南アジアで発達・普及しており、中東ではあまり発達していない。

(2) ハラル制度の国際的互換性の欠如

各国のハラル制度は、前述のとおり、相互に異なっている。それだけでなく、制度間の互換性もない。互換性の欠如とは、各国・各宗教機関が、他国・他の宗教機関の認証を受け入れないことである。ある国(宗教機関)で取得したハラル認証は、他の国(宗教機関)ではハラルとはされず、その国のハラル認証マークを貼付することもできない。したがって、食品企業は、国内で食品のハラル認証を取得しても、それを輸出する際には、輸出先国のハラル認証を新たに取得することになる。

(3) ハラル制度の国際的不整合性と宗教・社会構造との関係、経済・産業動向と関係を検討し、以下のことが明らかになった。

形式の不整合性

ハラル制度が、国ベースで統一された形で成文化されているのは、マレーシア、インドネシア、シンガポールである。オーストラリアも成文化されているが、食肉に関する箇所だけである。トルコでは成文化されていない。ハラル制度は、成文化されないのが原則である。イスラム教では、何がハラルであるかを決めるのは神のみであるとされているからである。トルコをはじめ中東諸国では、東南アジアのイスラム諸国と異なり、周辺国も含めてイスラム教徒が圧倒的多数であり、成文化された制度でハラルを担保する必要がない。このような社会構造の違いが、形式の不整合の要因である。

しかし、同時に、経済・産業にも不整合の要因がある。マレーシアが、わかりやすい成文化制度を作成したのは、マレーシアの「ハラル・ハブ政策(ハラル産業をテコにして、マレーシア経済を発展させる)」を採るためであった。つまり、マレーシアのハラル制度は、海外企業の直接投資誘致政策と表裏一体化している。オーストラリアの政府管掌のハラル制度が食肉に特化しているのは、イスラム諸国への食肉の輸出に際し、公的なハラル認証を求められるからである。食肉が、オーストラリアの重要な輸出品目であることが、その背景にある。また、インドネシアで煙草がハラルであるか否かの論争の中で、雇用吸収力が大きいことなど、煙草産業の経済的な機能が主張されている。

内容の不整合性：禁止食材

禁止食材の範囲は、5か国間で大きな差異はないが、詳細な点では、いくつかの相違がある。その多くは、産業技術進歩の過程で、国の間で差異が生じたものであり、宗教的・社

会的な要因によるものではない。遺伝子組み換え食品は、5 か国の中で、マレーシア、インドネシアにおいて、明示的に禁止食材となっているが、その扱いは若干異なる。両国とも、遺伝子組換え生物およびその生産物は禁止食材である。インドネシアでは、ハラルでない動物や人間から得られた遺伝子を組み込んだ微生物は、ハラルでないとしている。具体的な例として、豚の膵臓組織に由来する遺伝子で組み替えられた大腸菌で生産されたインシュリン・ホルモンがある。当然の記述ではあるが、反対解釈をすれば、ハラルである動物の遺伝子を組み変えた微生物は、ハラルである可能性があり、遺伝子組み換え生物の生産物は原則としてハラルでないとするマレーシアとは若干ニュアンスが異なる。(ただし、インドネシアのハラル制度は事例を積み重ねる形式であるため、ハラルである動物の遺伝子を組み変えた微生物については、何も規定していないと解すべき余地もある。)

アルコール飲料が禁止食材であることは、5 か国とも共通である。しかし食品中のエタノール含有量についての判断は微妙に異なる。発酵食品に含まれるエタノール濃度、製造プロセス中に発生するエタノール、食品製造機器の消毒に使用されるエタノールについても、個別ケースごとに判断が分かれる。これらの相違は、宗教・社会構造に要因があるのではなく、産業技術・食品の製造法の差異によるところが大きい。

ハラルの食材が化学反応して他の物質に変化した場合の判断も分かれる。5 か国中、このような点について規定しているのは、インドネシアとマレーシアである。マレーシアでは、禁止食材は、化学反応により他の物質に変化する場合でも、原則として、使用できないとする(禁止食材は、中間投入物としても、使用できない)。インドネシアでは、アルコール飲料産業の副産物およびその派生物については、食材として使用できないが、それが化学反応で他の物質に変わった場合はハラルであるとしている。これも、製造技術、検出技術が発達することにより顕在化してきた問題である。

内容の不整合性：対象製品の範囲

対象製品の範囲について相違点が顕著に見られるのが、農産物と低加工食品である。農産物は、5 か国とも、有毒・中毒性のものでない限り、そもそもハラルである。ただし、マレーシアは、栽培地の周辺環境や投入肥料によっては、農産物がハラルでなくなるため、形式的にはハラル制度の対象となりうるとしている。この背景に、マレーシアの宗教・社会構造を見ることはできない。マレーシアの厳密な制度が、イスラム教徒の消費者のニーズに応じて、独自に発展してきたと解される。低加工品を制度の対象とするかについては、

東南アジアの3か国とトルコでは差異がある。東南アジアの小売市場では、ミネラルウォーター、精米、小麦粉など1次加工農産物にハラル認証マークが多く見られる。水や穀物は、本来、ハラルであるので、物理的な単純な加工を加えただけの製品にハラル認証マークを付けるのは、中東では過剰な対応であると評される。しかし、東南アジアのイスラム教徒は異教徒に囲まれて生活するため、加工プロセスにおける食材の汚染等に懸念を抱く。この意味では、この相違は、社会構造に要因があると言える。しかし、加工プロセスが、工業化されたために顕在化してきた問題でもあり、産業・技術に要因を求めることもできる。

内容の不整合性：対象プロセス

5 か国のうち唯一マレーシアが、フード・チェーンの中で、ロジスティック(輸送、倉庫)におけるハラル制度を有している。マレーシアが、このようなプロセスまでチェックする背景には、人口の4割近くを占める異教徒の存在がある。輸送事業者は、恒常的に不特定多数の荷主から受注するので、意図しないまま、異教徒からの受託を受けて、非ハラルのものを積載する可能性が高いからである。非イスラム諸国では、輸送事業者が、非ハラルのものの積載を防ぐことは、事実上不可能であるので、ロジスティックのハラル制度を有してこなかった。ロジスティックの制度をめぐる相違は、このように異教徒の多寡という社会構造を背景としている。

運用の不整合性、実態の不整合性

制度の厳しさなどの「運用の不整合性」についても、マレーシアが最も厳しい。これも異教徒の存在という社会構造に起因する。異教徒が多く居住する地域では、食品のハラルを確保する社会基盤・経済基盤がないため、制度の適用や審査は厳しくなる傾向にある。ハラル制度がどの程度機能しているかという「実態の不整合性」も、イスラム教徒の比率という社会構造に起因する。イスラム教徒が圧倒的多数を占める地域では、流通する食品は基本的にハラルであるという安心感があるため、制度が機能する余地は小さい。他方、多数の非イスラム教徒(特に、多様な食材を使用する中国系住民)と共存する地域では、制度によりハラルを確保する必要がある。この2つの不整合性の背景に、経済・産業に直接関連する要因を見ることはできなかった。

制度の互換性の欠如

制度の互換性の欠如は、各国の制度の内容、範囲、厳しさの相違を背景とするものであるが、宗教機関の利害という要素もある。認証審査のための要員を確保し、設備投資をした認証機関は、多くの企業の申請を受けて、認証審査をする必要があるからである。このた

め、緩い制度運用をする国（宗教機関）であっても、厳しい審査をする国（宗教機関）で取得した認証を受け入れないという事情がある。

(4) 結論

ハラール制度は、イスラム教という宗教を基礎とするため、その基礎部分は、世界共通である。しかし、ハラール制度を詳細に見ると、内容・運用が、国により微妙に異なることが明らかになった。そのような相違をもたらす主たる要因は、学派の違い、イスラム教徒の構成比率などの社会構造であることが確認できた。しかし、ハラール制度は、各国の経済・産業・技術の影響を受けること、そして、それが、ハラール制度の国際的な不整合性の要因となっていることも明らかになった。

ただし、この知見を一般化するには、ハラール制度の変遷についての詳細情報を得て、厳密に検証する必要がある。

本研究は、ハラール制度が、経済・産業の動向により変化することを示しており、イスラム市場の開発を進める企業にとって、貴重な情報となると考える。

<引用文献>

- Halal Industry Development Corporation Malaysia, Halal market and its future (in Japanese), Halal Training Seminar, Japan Food Industry Center, 71, 2009,
並河良一、食品のハラール制度と自由貿易の関係、農林業問題研究、vol.47、No.1、2011、pp.154-159、
並河良一、ハラール制度の海外企業の誘致効果 - 制度の貿易制限的な性格の反射効果 - 、開発技術、No.17、2011、pp.19-27、
武藤英臣、イスラーム世界事情：インドネシアのハラール認証、シャリーア研究、No.1、2004、pp.161-186、
武井泉ら、東南アジアにおけるハラール市場、国際金融、No.1226、2011、pp.40-44、
USTR, National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers, 2004-2009、(頁略)、
見市建、グローバル化とムスリム社会の食文化、明日の食品産、No.405、2010、pp.12-18、

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計16件)

- 並河良一、ハラール制度と農業技術の関係 - 農産物の輸出を視野に入れて - 、技術と普及、査読無、Vol.52、No.5、2015、pp.54-58、
並河良一、ハラール化粧品市場の将来性、COSMETIC STAGE、査読無、Vol.9、No.4、2015、pp.61-66、

並河良一、ハラール食品ブームの実態、食品トレンド 2014~2015、査読無、日本食糧新聞社、2014、pp.12-14、

並河良一、食品のハラール制度の解説：実務の視点から - 第4回 日本企業と採るべき対応、食品と科学、査読無、Vol.56、No.5、2014、pp.14-20、

並河良一、食品のハラール制度の解説：実務の視点から - 第3回 ハラール制度に対する誤解 市場開発の難しさ、食品と科学、査読無 Vol.56、No.4、2014、pp.14-20、

並河良一、食品のハラール制度の解説：実務の視点から - 第2回 ハラール制度の難しい点、食品と科学、査読無、Vol.56、No.3、2014、pp.14-20、

並河良一、食品のハラール制度の解説：実務の視点から - 第1回 ハラール制度の内容、食品と科学、査読無、Vol.56、No.2、2014、pp.16-22、

並河良一、ハラール市場の動向と認証の概要、月刊 HACCP、査読無、Vol.19、No.10、2013、pp.35-39、

並河良一、ハラール市場の将来展望と認証までのプロセス - 第6回 成功事例とトラブル事例、食品と開発、査読無、Vol.48、No.7、2013、pp.85-87、

並河良一、ハラール市場の将来展望と認証までのプロセス - 第5回 ハラール制度の国際比較、食品と開発、査読無、Vol.48、No.6、2013、pp.62-64、

並河良一、ハラール市場の将来展望と認証までのプロセス - 第4回 ハラール市場の現状と今後、食品と開発、査読無、Vol.48、No.5、2013、pp.78-80、

並河良一、ハラール市場の将来展望と認証までのプロセス - 第3回 ハラール認証取得までのプロセス、食品と開発、査読無、Vol.48、No.4、2013、pp.73-75、

並河良一、ハラール市場の将来展望と認証までのプロセス - 第2回 ハラール制度の内容、食品と開発、査読無、Vol.48、No.3、2013、pp.89-91、

並河良一、ハラール市場の将来展望と認証までのプロセス - 第1回 ハラール制度の概要、食品と開発、査読無、Vol.48、No.2、2013、pp.76-78、

並河良一、東南アジアの食品市場の開拓とハラール制度、Bio Industry、査読無、

Vol.29、No.8、2012、pp.63-69、

並河 良一、日本の食品企業の東南アジアへの進出可能性、明日の食品産業、査読無、No.426、2012、pp.7-13、

〔学会発表〕(計6件)

並河 良一、ハラル食品ビジネスの現状と課題、東京農業大学総合研究所シンポジウム、2015.11.30、東京農業大学(東京都世田谷区)

並河 良一、イスラム市場開拓への期待と課題、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター(GLOCOM)・公開コロキウム、2014.10.31、国際大学 GLOCOM(東京都港区)

並河 良一、イスラム市場参入のハードルとしてのハラル制度、熊本大学・グローバルな健康生命科学パイオニア養成プログラム、2013.11.06、熊本大学(熊本県熊本市)

並河 良一、拡大するハラル市場の現状と将来性、静岡県立大学グローバル地域センター・セミナー第1回、2013.07.08、静岡県立大学(静岡県静岡市)

並河良一、ハラ - ル認証で16億人のイスラム市場開拓、第53回澱粉研究懇談会、2013.06.06、ホテルラヴィエ川良(静岡県伊東市)

Ryoichi Namikawa,The Relationship between Halal Systems and Free Trade Regime,Tokyo Institute of Technology - The 1st International Symposium on Food Halalness, 8 May 2013,Kuramae Kaikan in Tokyo Institute of Technology (Meguro, Tokyo),

〔図書〕(計3件)

並河 良一、日本食糧新聞社、改訂版・ハラル食品マーケットの手引き、2015、255

高野 健一郎編(分担)、技術情報協会、機能性食品表示への科学的なデータの取り方と表示出来る許容範囲、2015、72-78

並河 良一、日本食糧新聞社、ハラル食品マーケットの手引き、2013、181

6. 研究組織

(1)研究代表者

並河 良一(NAMIKAWA Ryoichi)

帝京大学・経済学部・教授

研究者番号：80313964